

社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会  
非常勤役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

制定 平成17年10月3日  
玉名市社協 規程 第8号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の非常勤役員等に対する報酬及び旅費の支給について定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する非常勤役員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 福祉審議会委員
- (4) 各種相談員
- (5) 各種委員会委員
- (6) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 本会事業執行のために勤務した常務理事には、その勤務日数に応じて別表のとおり報酬を支給する。

- 2 役員等の職務の内容により、会長が必要と認める場合には予算の範囲内で報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第4条 本会事務執行のために必要な会議に出席した本会の非常勤役員等には、その勤務日数に応じて、別表のとおり費用弁償を支給する。ただし、市三役及び市職員で役員等の職にある者には支給しない。

(旅費)

第5条 非常勤役員等が本会の用務のため旅行したときは、本会旅費規程に基づいて旅費を支給する。

(附則)

この規程は、平成17年10月3日から施行する。

この規程の名称の改正及び第3条、第4条の改正は、平成18年3月31日から施行する。

この規程の第3条の改正は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職 名	報酬の日額	備 考
常務理事	3,000円	

別表（第4条関係）

役 職 名	費用弁償の日額	備 考
理 事・監 事	3,000円	
評 議 員	3,000円	
福祉審議会委員	2,000円	
各種相談員	2,000円	
各種委員会委員	2,000円	
その他	2,000円	